

わかやま さんぱい

VOL. 29

2013年新春号



癒しの県 和歌山



社団法人

和歌山県産業廃棄物協会

目 次

1 ごあいさつ	
① (社)和歌山県産業廃棄物協会会長	武田 全弘 2
② 和歌山県知事	仁坂 吉伸 3
③ 和歌山市長	大橋 建一 4
④ 和歌山県警察本部生活安全部生活環境課長	箕 一郎 5
2 行政ニュース	
① わかやま冬の節電アクションプラン 6
② 和歌山県発行許可証の許可品目の表示変更について 15
③ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 16
④ ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理委託等に係る留意事項について 19
⑤ 煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について 23
⑥ 労働災害減少に向けた緊急要請について 27
⑦ 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について 29
～第8回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～	
3 社団法人和歌山県産業廃棄物協会理事会	
平成24年度第2回・第3回理事会 33
4 社団法人和歌山県産業廃棄物協会活動	
① 安全衛生活動事業 34
② 不法投棄防止海上パトロール 36
③ 収集運搬部会 37
④ 建設廃棄物部会 39
⑤ 第14回親睦ゴルフコンペ 40
⑥ 青年部会活動 41
5 公益社団法人全国産業廃棄物連合会関係	
① 会議報告 43
② 近畿地域協議会 44
③ 全国正会員事務局責任者会議 45
④ 第19回正会員事業研修会 45
⑤ 平成24年度安全衛生促進研修会 46
⑥ 第11回産業廃棄物と環境を考える全国大会 47
6 事務局だより・情報コーナー	
① 新入会員の紹介 48
② 会員ニュース 49
③ 協会への入会のおすすめ 50
7 お知らせ	
① 許可期限のお知らせ 51
② 産業廃棄物の許可申請に関する講習会の開催 52
③ 「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について 53
8 社団法人和歌山県産業廃棄物協会の平成24年の主な事業内容 55
9 編集後記 58

2013.1



新年ごあいさつ

社団法人 和歌山県産業廃棄物協会

会長 武田全弘

2013年の年頭にあたり、ご挨拶申し上げます。

昨年中、会員各位には、協会事業運営にご理解とご協力を頂きました。なかでも一昨年9月に発生しました台風12号による多大な災害の廃棄物処理につきましては、知事から支援要請を受け、各位の絶大なご協力により、事故なく早期に処理できましたことに対し、衷心から厚くお礼申し上げます。

さて経済情勢は相変わらず混沌とし、景気の改善は見えておらず、デフレ状態が続くなか、中国国内における日本企業に対する暴挙被害をはじめ、経済の悪化は我々業界にも重くのしかかり、景況の回復は程遠い思いであります。

衆議院の解散総選挙に向けて各党が分裂離合し、最終12党が乱立し、それぞれ争点に脱原発・TPP・憲法改正・外交・金融政策等の議論が活発であるが、低迷する現状国家をどう立て直すのかその具体的な処方箋が、いずれの党も明確にされておらず、我々国民が判断する具体的な実効性のある方策を示してもらいたい。本誌が皆様の手元に届くころには、次の政権が選ばれているだろうが、我々は、選挙に勝つための公約を羅列するではなく、真に国民の生活が安定し、安心して政権を委ねられるリーダーを選ぶ責任がある、重要な選挙であることを自覚しなければならないと考えております。

業界においては、一昨年4月廃掃法が10年ぶりに改正され、産業廃棄物の自社保管届け出制・建設工事における廃棄物の処理責任の元請け一元化・マニフェスト制度の強化・処理業者の優良化の促進・収集運搬業許可の合理化などについて定着しつつあるが、我々会員は、これら改正条項を十分に咀嚼し、人材の育成と教育、優良業者認定の獲得等適正処理を一層強化し、社会的地位の向上確保に取り組んでいただきたい。

公益社団法人全国産業廃棄物連合会は、過日開催された第10回理事会において、平成25年度事業計画について

- 1、適正処理の推進
- 2、地球温暖化対策の推進
- 3、人材及び優良事業者育成事業の推進
- 4、協力支援事業
- 5、労働安全衛生への取り組み
- 6、組織活動の活性化及び会員支援

の6本柱を理事会決定いたしましたので、当協会は、この連合会事業計画に基づき、平成25年度事業計画案を策定し、総会においてご審議いただきますのでよろしくお願ひいたします。

協会は、一昨年の総会において、ご審議いただきました一般社団法人への移行につきましては、昨年9月12日付で、認可基準に適合するとの答申を頂きましたので、現在本年4月1日付で登記申請の準備を進めておる事をご報告させていただきます。

本年は、一般社団法人として新たな一步を踏み出す事になりますので、会員各位のご協力と、関係行政等のご指導を頂き、さらに充実した事業運営に取り組んでまいりますので、ご理解とご鞭撻を切にお願いいたします。

終わりにあたり、各位のご健勝と事業のご繁栄を祈念し、新年の挨拶といたします。

2013.1



新年ごあいさつ

和歌山県知事 仁坂吉伸

新年あけましておめでとうございます。

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

和歌山県産業廃棄物協会の皆様には、日頃から不法投棄防止や廃棄物の適正処理について、業界の牽引役として多大なご協力をいただいておりますことに心より厚くお礼申し上げます。

さて、本県に甚大な被害をもたらした紀伊半島大水害から2度目の春を迎え、今や本格復旧の段階に入っています。貴協会並びに会員の皆様方には、がれき処理で大変なご尽力をいただき、改めて感謝申し上げます。本年度内には、公共土木施設の95%の復旧を終える予定であり、我が国でも類がない早さで工事が進んでいますが、その早期完成と並んで、未だ避難生活を余儀なくされている方が、恒久的な住まいに落ち着かれるまで、手を緩めるわけにはいきません。

一方、近い将来発生することが確実な東海・東南海・南海地震や国の想定による南海トラフの巨大地震の被害想定にも対応すべく、地震・津波対策を講じていかねばなりません。そのため、専門家らによる「和歌山県地震・津波被害想定検討委員会」を設置し、本年度末をめどに被害想定をまとめるここととしています。ただ、その結果を座して待つのではなく、正しい避難の徹底など、従来から進めている防災・減災対策の一層の推進を図っていくことがより肝要であると考えています。これにより、想定される最悪のシナリオは必ずや避けられるものと考えています。

さて昨年は、第70回国民体育大会及び第15回全国障害者スポーツ大会の開催が正式に決定し、それぞれ「紀の国わかやま国体」、「紀の国わかやま大会」として平成27年の9月から10月にかけて県内各地で開催されることとなりました。あと2年であります。ロンドンオリンピックで和歌山県ゆかりの選手たちが大活躍したように、男女総合優勝に向けて、県民総出でがんばりましょう。

また、前回の黒潮国体開催時に勝るとも劣らない、県民の皆様の「おもてなし」の気持ちで、国体と大会を成功させたいと思っています。

本県においては、人口減少に伴う過疎化や高齢化の進展、南海トラフの巨大地震への対応など様々な課題が山積しています。そのため新年度の新政策では、「安全」の政策、「安心」の政策、「挑戦」の政策を3つの柱に据えて、展開していきます。

具体的には、南海トラフ巨大地震への備え、台風や集中豪雨への備えや地域防災力の強化により総合的に防災対策を推進していきます。また、質の高い医療の確保と健康づくりの推進、安心して暮らせる社会の構築により、住み慣れた地域で安心して過ごせる生活環境を創っていきます。さらに、地域経済を支える産業の強化と子どもの自立を育む教育環境の充実や地域の特色を活かした魅力の創造により、和歌山県の成長と発展を進めていきたいと考えています。

本県を取り巻く環境は、厳しい経済状況、不安定な社会情勢ではありますが、絶え間ない改革を進めながら、必要と考えうるあらゆる政策を迅速に実行し、県の繁栄が県民の皆様に実感していただけるよう、引き続き全身全霊をかけて和歌山県の発展のために取り組み、輝ける未来の礎としての確かな1年となるよう努めていきます。

本年が皆様方にとりまして更なる飛躍の年となりますよう祈念いたしまして、私の年頭の挨拶とさせていただきます。

2013.1

新年のごあいさつ



和歌山市長 大橋建一

新年明けましておめでとうございます。社団法人和歌山県産業廃棄物協会会員の皆様方にはすがすがしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

わが国では、人口の減少、経済の停滞等々のなか、廃棄物に関しては、3R（リデュース、リユース、リサイクル）が進み、廃棄物処理業者が取り扱う廃棄物の数量が減少する傾向が見られます。廃棄物処理業界が果たす役割は、これまで基本的には廃棄物を収集、運搬、処分をして廃棄物を適正に処理することでありました。しかし近年、廃棄物処理において生産者の責任の拡大や消費者の責任の拡大とともに協力も必要とされるようになり、各種のリサイクル法も整備され、3Rの促進も廃棄物マネジメントの中に位置づけられるようになりました。その流れの中で廃棄物処理業者は廃棄物の処理に限らず自社の技術や経験、ノウハウを生かせる3Rに関連した業務に拡大しつつあります。環境省における環境ビジネスの将来予測は、収集運搬や中間処理など従来からの廃棄物処理のみならず、新たな事業展開による市場規模及び雇用規模の拡大が予想されており、廃棄物処理業はわが国の環境ビジネスの中心を担う重要な業務であり、特に廃棄物処理とごみ発電は今後大きく飛躍すると予測されています。

貴協会におかれましては、今後も人や環境に配慮した廃棄物処理の流れをより一層推進していただき、市民の生活環境の保全と生活の安全が確保されることを産官民一体となって邁進していく事を、強く願います。

最後になりましたが、貴協会の今後の発展と会員皆様方のご健勝とご多幸を祈念致しまして、新年のあいさつとさせていただきます。

2013.1

新年のごあいさつ



和歌山県警察本部生活安全部

生活環境課長 篠 一郎

新年、明けましておめでとうございます。

和歌山県産業廃棄物協会の皆様方には、ご家族共々、すがすがしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

貴協会におかれましては、安全で安心な産業廃棄物の適正処理の推進に努められ、関係機関と連携して不法投棄防止巡回パトロールや廃棄物の撤去活動等の地域社会の環境保全活動に大きく寄与されておりのことに対しまして、心から敬意を表する次第であります。

さて、最近の廃棄物事犯の情勢を見ますと、昨年、全国の上半期における環境犯罪については、検挙件数2,932件と前年同期に比べて、+71件と、やや増加しております。

内容については、10トンを超える産業廃棄物の不法投棄は、平成13年度から減少傾向にありますが、産業廃棄物収集運搬業者による産業廃棄物処理の再委託基準違反や産業廃棄物収集運搬業許可の不正取得など、悪質なものも少なくありません。

本県においては、産業廃棄物処分業者が加工食品残さ等約338.4立方メートルを埋め立て不法投棄した事件など、昨年10月末現在、廃棄物の不法投棄などで57件を検挙しており、依然として、環境犯罪が後を絶たない状況にあり、今後も、廃棄物処分費のコスト削減などから、悪質・巧妙な事犯の増加が懸念されるところであります。

環境犯罪は、県民の生活や健康に多大の被害が及ぶおそれがあり、また、原状回復も難しく、自然環境にとっても取り返しのつかないダメージを与えることになるところから、未然防止はもちろんのこと、早期把握・早期設置による被害の拡大防止が極めて重要であります。

県警察としては、県民の健康を脅かす現実的 possibility の高い有害廃棄物の不適正処理等の事犯、著しく環境を破壊する事犯、暴力団が介入する事犯などを取締り重点として強化するとともに、貴協会を含めた関係機関と連携の上、早期発見、早期検挙による事案の拡大防止、効果的な広報等による未然防止及び原状回復による生活環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

終わりになりましたが、貴協会の益々のご健勝、ご多幸を祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせて頂きます。

2 行政ニュース

2-① わかやま冬の節電アクションプラン

平成24年11月22日

わかやま冬の節電アクションプラン



和歌山県

はじめに

昨夏以来、電力不足が懸念されてきましたが、県民や事業者の皆様のご協力により節電の取組は着実に進み、これまでのところ電力需給がひっ迫する事態に陥ることもありませんでした。

皆様の節電取組に厚くお礼申し上げます。

今冬の関西電力株式会社管内における電力需給の見通しは、安定供給に最低限必要とされる3%以上の予備率が確保できる見通しです。

しかしながら、この見通しは、定着した節電として平成22年度冬比5.6%の節電を見込んでいます。

このため、関西広域連合では、今冬も継続して皆様に節電に取り組んでいただけるよう国や関西電力株式会社と連携して節電を呼びかけることとしました。

和歌山県では、こうしたことをふまえ、今冬の節電対策をとりまとめました。

当該対策が対象とする期間は、平成24年12月3日(月)から平成25年3月29日(金)の平日(12月31日及び1月2日~4日を除く)とし、

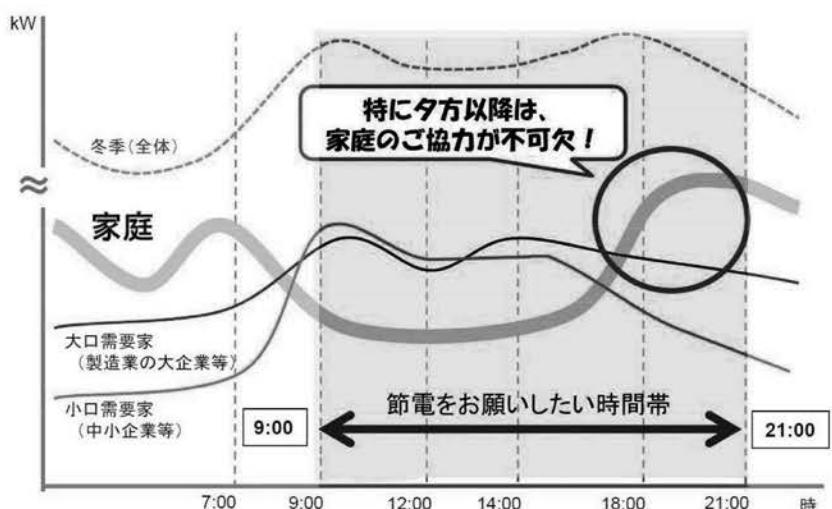
対策の実施期間中は、平成22年度冬比で6%を目安とし、定着した節電の着実な実行を目指すこととします。

なお、産業活動や病院、鉄道などのライフライン機能、都市機能等の維持に支障を生じない範囲での協力をお願いします。

また、高齢者や乳幼児、体調が悪い方のおられる家庭に、負担をかけてまで節電をお願いするものではありません。

皆様のご協力をお願いします。

冬季平日の電気の使われ方(イメージ)



【経済産業省 冬季の節電メニュー(ご家庭の皆様)】

1 県庁における節電への取組

和歌山県では、従来より温室効果ガス排出量削減に向けエコオフィス推進に取り組み、昨夏以来の節電対策にも取り組んで参りましたが、今冬は、次のとおり節電対策を実施することとします。

実施期間：平成24年12月3日（月）～平成25年3月29日（金）

（1）節電エコオフィスの取組

10%以上削減メニュー

◇照明

廊下の照明は50%程度を消灯
課室内的照明は原則20%程度を消灯
昼休憩時には課室内を原則全消灯
離席時の消灯及び残業時等の不要照明の消灯を徹底

◇電気器具

昼休憩時、離席時にはパソコン画面を閉じる
昼休憩時にはコピー機、プリンター等の電源を切る
使用していない電気器具はプラグを抜く
トイレのエアータオル、暖房便座は使用停止

◇暖房設備

室内温度19°C以下の徹底
電気熱源式（パネル、遠赤、ハロゲン、オイル等）暖房器具は使用禁止

10%以上削減メニュー

◇職員の取組

ウォームビズの推奨

- ・上着や膝掛けなどの活用
- ・動きやすく暖かいウォームビズに職員一人一人が取り組む

ポンプ運転を削減するために節水の徹底

エレベーターの運転を削減するために近い階への移動は階段利用の励行

超過勤務の削減

- ・毎週水曜日のノー残業デーの徹底

(2) エコオフィス推進員によるエコオフィス推進状況把握

◇ 各所属に配置されるエコオフィス推進員(副課長等約300名)による エコオフィス推進状況把握

(3) 市町村等への働きかけ

◇節電対策の働きかけ

- ・各市町村施設においても県庁と同様の節電への取組を働きかけ
- ・市町村民向け広報などの対応を働きかけ

2 家庭に向けての節電の働きかけ

(1) 各家庭に向け、以下のメニューにより冬の節電への協力を呼びかけ

- 平成24年12月3日（月）～平成25年3月29日（金）の平日（12/31～1/4を除く）
9時～21時の節電を要請
- 特に18時から21時の節電には家庭の協力が不可欠
- 使用最大電力の平成22年度冬比6%の節電を目安

<通常、エアコンを使用される家庭の場合>

※エアコンを使用する家庭の夕方ピーク時の消費電力（約1400W）を想定

6%以上削減メニュー

節電メニュー		節電効果 %	削減電力量 W	メニュー実行率 %	実行率を考慮した節電効果 %
エアコン	重ね着などをして、室温20°Cを心がける	7	100	20	1.4
	窓には厚手のカーテンを掛ける	1	15	10	0.1
	エアコンを消して、電気以外の暖房を使用する	30	420	5	1.5
照明	不要な照明ができるだけ消す	4	60	30	1.2
食器洗い乾燥機	食器洗いの時間を18時から21時の間からずらす	2	30	10	0.2
洗濯・乾燥機	洗濯・乾燥機の使用時間を18時から21時の間からずらす	2	25	10	0.2
電気カーペット	電気カーペットの使用面積を半分にする	2	30	10	0.2
電気ポット	お湯はコンロで沸かし、ポットの電源は切る	2	30	10	0.2
テレビ	画面の輝度を下げる必要な時以外は消す	2	25	20	0.4
冷蔵庫	冷蔵庫の設定を「弱」に変える扉を開ける時間をできるだけ減らす食品をつめこまないようにする	1	15	20	0.2
ジャー炊飯器	早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊く保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存する	1	15	10	0.1
温水洗浄便座(瞬間式)	便座保温・温水の設定温度を下げる不使用時はふたを閉める	1 未満	5	10	0.1
待機電力	リモコンではなく、本体の主電源を切る使わない機器はプラグを抜いておく	1	15	20	0.2
各家庭においては「節電効果」の欄の合計が 6%以上になるよう取り組んでください。				合計	6.0

<通常、ガス・石油ストーブ等を使用される家庭の場合>

※ガス・石油ストーブ等を使用する家庭の夕方ピーク時の消費電力（約1000W）を想定

6%以上削減メニュー

節電メニュー		節電効果 %	削減電力量 W	メニュー実行率 %	実行率を考慮した節電効果 %
照明	不要な照明ができるだけ消す	6	60	30	1.8
食器洗い乾燥機	食器洗いの時間を18時から21時の間からずらす	3	30	20	0.6
洗濯・乾燥機	洗濯・乾燥機の使用時間を18時から21時の間からずらす	2	25	20	0.4
電気カーペット	電気カーペットの使用面積を半分にする	3	30	20	0.6
電気ポット	お湯はコンロで沸かし、ポットの電源は切る	3	30	20	0.6
テレビ	画面の輝度を下げる必要な時以外は消す	3	25	30	0.9
冷蔵庫	冷蔵庫の設定を「弱」に変える扉を開ける時間をできるだけ減らす食品をつめこまないようする	2	15	20	0.4
ジャー炊飯器	早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊く保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存する	2	15	10	0.2
温水洗浄便座(瞬間式)	便座保温・温水の設定温度を下げる不使用時はふたを閉める	1	5	10	0.1
待機電力	リモコンではなく、本体の主電源を切る使わない機器はプラグを抜いておく	2	15	20	0.4
		↑		合計	6.0

各家庭においては「節電効果」の欄の合計が
6%以上になるよう取り組んでください。

さらに下記の節電メニューも検討してください

ライフスタイル	・夕方に電気製品の使用が重ならないよう家事の段取りを組む ・温湿度計をつけて、室温の管理(20°C)を行う
暖房器具	・電気の暖房機器(ガス・石油以外)を使う場合には、エアコン・電気ストーブ・ヒーターを上手に使い分ける ・電気力ペットは人のいる部分だけを温めるようにする ・設定温度を「中」または「弱」にする ・エアコンのフィルターを定期的(2週間に1回程度)に掃除する ・扇風機やサーキュレーターで部屋の上部の暖気を循環させる ・こたつは、上掛けなどを活用し、暖気を逃がさないようにする
電気ポット	・お湯はコンロで沸かし、ポットの電源は切る
洗濯機	・容量の80%程度を目安にまとめ洗いをする
パソコン	・省電力設定を活用する
掃除機	・夕方のピーク時はモップやホウキを使ってみる

(2) 家庭に「うちエコ診断員」を無料派遣

◇ 「うちエコ診断員」が、省エネに有効な対策をアドバイス

- ・各家庭に合ったオーダーメイドの対策を提案
- ・診断方法は訪問診断、窓口診断、会場診断の3つ
- ・応募は平成25年1月末まで

問い合わせ先

和歌山県地球温暖化防止活動推進センター(TEL:073-499-4734)

※インターネットでも申込み可

(3) 広報活動

◇ 和歌山県ホームページに節電への協力依頼や情報を掲載

◇ 電力需要が増える時期に広報活動を重点的に実施

- ・「県民の友」12月号、1月号に家庭向けの節電に関する情報を掲載
- ・ラジオのスポット放送による呼びかけ
- ・「クローズアップ県政」など県のテレビ・ラジオ広報番組の放送

3 産業・業務部門に向けての節電の働きかけ

(1) 各事業者等に向け、以下のメニューにより冬の節電への協力を呼びかけ

- ・平成24年12月3日(月)～平成25年3月29日(金)の平日 (12/31～1/4を除く)
9時～21時の節電を要請(特に9時～18時に重点呼びかけ)
- ・使用最大電力の平成22年度冬比6%の節電を目安

オフィスビルの場合(例)

節電メニュー		節電効果%	メニュー実行率%	実行率を考慮した節電効果%
照明	執務エリアの照明を半分程度間引きする	8	20	1.6
	使用していないエリア(会議室、廊下等)は消灯を徹底する	3	20	0.6
OA機器	長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする	2	20	0.4
空調	室内温度を19°Cに下げる	4	30	1.2
	使用していないエリアは空調を停止する	1	20	0.2
	室内のCO ₂ 濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らすため)	4	20	0.8
	夕方以降はブラインド、カーテンを閉め、暖気を逃がさないようにする	1	20	0.2
	熱源機(ガス熱源は除く)の温水出口の温度を低めに設定し、熱源機ヒートポンプ等の動力を削減する。	1	20	0.2
	空調機器の一斉の起動を避ける (運転時間前倒しフロア毎の時間調整等)	4	20	0.8
		↑	合計	6.0

各オフィスビルにおいては「節電効果」の欄の合計が6%以上になるよう取り組んでください。

(2) 事業者等への協力要請

- ◇ 商工業団体等を通じた協力要請を実施

(3) 中小企業の省エネ設備導入支援

- ◇成長サポート資金の見直し（平成24年7月）による省エネ・新エネ施設等の導入支援

（対象施設）

- ・太陽光発電施設などの自然エネルギー利用施設、LED照明などのエネルギー効率化設備、クリーンエネルギー自動車及びクリーンエネルギー自動車燃料供給施設、自家発電装置、蓄電池

（主な特徴）

- ・最優遇金利に引き下げ
- ・知事認可を全廃するとともに、規模要件を撤廃

（問い合わせ先）

和歌山県商工振興課（TEL:073-441-2744）

(4) 中小企業の省エネ推進支援

- ◇無料節電・省エネ診断

（節電診断）

- ・契約電力50kW以上の高圧電力又は特別高圧電力契約者の工場・ビル等が対象

（省エネ診断）

- ・年間エネルギー使用量(原油換算値)100kL以上の工場・ビル等が対象

（問い合わせ先）

一般財団法人 省エネルギーセンター近畿支部（TEL 06-6364-8965）

4 「需給ひっ迫警報」発出時の対応

電力需給のひっ迫が予想される場合

◇政府は「電力需給ひっ迫警報」を発令

(1) 県庁の取組

◇業務に支障のない範囲で空調設備の停止

◇最小限度の課室内照明を残し消灯

◇冷蔵庫、電気ポット、コーヒー専用ポットの使用停止

(2) 家庭や事業者への働きかけ

◇テレビ、ラジオ等による周知

◇県ホームページや防災わかやまメール等による県民や事業者への緊急
節電要請

2-② 和歌山県発行許可証の許可品目の表示変更について

～事業者の皆様へ～

産業廃棄物収集運搬業許可証の許可品目の表示について（お知らせ）

平成23年4月1日以降に交付した産業廃棄物収集運搬業の許可証の記載事項につきましては、許可品目の表示を下記のとおり変更しています。

なお、表示の変更後においても、収集運搬ができる産業廃棄物は従前と同様であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第7号の産業廃棄物を指しています。

（変更前）

ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

（変更後）

ガラスくず

和歌山県環境生活部循環型社会推進課

2-③ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

資料2別紙1

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

環境省作成

法制定の背景

資源制約

- 新興国の需要増大に伴う資源価格高騰
- 資源供給の偏在性と寡占性

環境制約

- 最終処分場の逼迫
- 適正な環境管理

- ・使用済小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルなどが、リサイクルされずに埋め立てられることへの対応が急務。

法制定の目的

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

法律の内容

基本方針

- 環境大臣及び経済産業大臣が、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を策定、公表

(内容)再資源化の促進の基本的方向、再資源化を実施すべき量に関する目標、促進のための措置に関する事項、個人情報の保護その他の配慮すべき重要事項 等

再資源化を促進するための措置

- 再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、環境大臣及び経済産業大臣の認定を受けることができる。
- 再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、市町村長等による廃棄物処理業の許可を不要とする。
- 再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者については、産業廃棄物処理事業振興財団が行う債務保証等の対象とする。

施行期日等

- 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
公布 平成24年8月10日 施行 平成25年4月1日
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

【制度概要】

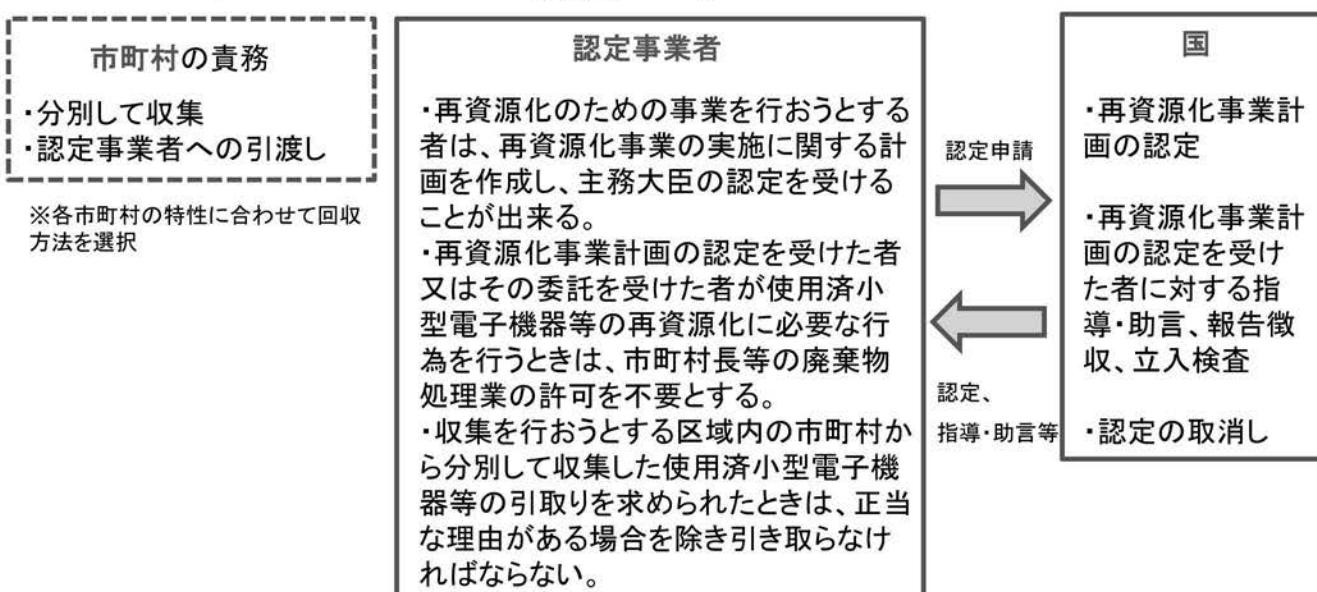
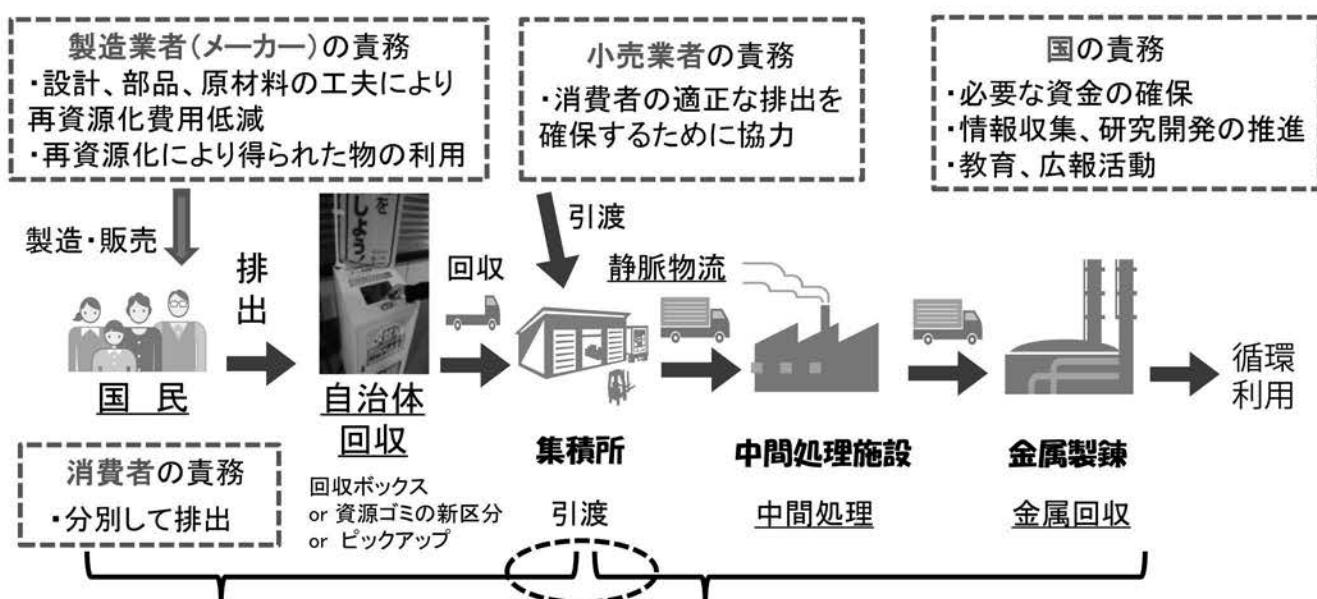
市町村等が回収した使用済小型電子機器等について、これを引き取り確実に適正なりサイクルを行うことを約束した者(リサイクルをしようとする者で構成される)を国が認定し、廃棄物処理法の特例措置を講じる制度。

【対象品目】

一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令指定(別紙参照)

【基本方針】

環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定、公表
(内容)基本的方向、量の目標、促進のための措置、個人情報の保護その他配慮すべき事項 等



政令指定候補品目リスト(96品目)

1	PC(ノートブック型)
2	携帯電話
3	PC(デスクトップ型)
4	デジタルカメラ
5	据置型ゲーム機
6	ビデオカメラ(放送用を除く)
7	デジタルオーディオプレーヤ(フラッシュメモリ)
8	公衆用PHS端末
9	デッキ除くテープレコーダ
10	携帯型ゲーム機
11	電子辞書
12	デジタルオーディオプレーヤ(HDD)
13	CDプレーヤ
14	MDプレーヤ
15	ICレコーダ
16	ETC車載ユニット
17	VICSユニット
18	フォトプリンター
19	カメラ
20	ハンドヘルドゲーム(ミニ電子ゲーム)
21	プラグ・ジャック
22	補聴器
23	地上デジタルチューナ
24	リモコン
25	キーボードユニット
26	携帯用電気ランプ
27	ゲーム用コントローラ
28	カーDVD
29	家庭用吸入器
30	BDレコーダ/プレーヤ
31	CS専用アンテナ
32	ラジオ放送用受信機
33	電動歯ブラシ
34	ACアダプタ
35	電話機
36	ハイテク系トレンドトイ
37	電子体温計
38	電卓
39	カーメディア
40	ビデオプロジェクション
41	ケーブルテレビ用STB
42	カーチューナ
43	スピーカーシステム
44	カーカラーテレビ
45	家庭用磁気・熱療法治療器
46	カーナビゲーションシステム
47	ジューサーミキサー
48	カーラジオ

49	カーステレオ
50	電磁調理器卓上型
51	CSデジタルチューナ
52	電子血圧計
53	BS/CSアンテナ
54	ヘッドホン及びイヤホン
55	カーアンプ
56	家庭用医療用物質生成器
57	家庭用生ゴミ処理機
58	ステレオセット
59	電気かみそり
60	電気ストーブ
61	電気のこぎり
62	電気ギター
63	コーヒーメーカー
64	プロジェクタ
65	ヘアドライヤー
66	加湿器
67	電子キーボード
68	アンプ
69	家庭用電気・光線治療器
70	カーレコード
71	電気アイロン
72	DVD-ビデオ
73	電気ドリル(電池式も含む)
74	除湿機
75	その他の電動工具
76	トースター
77	ホットプレート
78	ファクシミリ
79	食器洗い乾燥機
80	電気カーペット
81	扇風機
82	空気清浄機
83	家庭用ミシン
84	ジャー・ポット
85	時計
86	電気掃除機
87	ビデオテープレコーダ(セット)
88	家庭用マッサージ・治療浴用機器及び装置
89	換気扇
90	カースピーカー
91	炊飯器
92	モニター(電子計算機用)
93	プリンタ
94	電子レンジ
95	電球
96	電気照明器具

2-④ ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理委託等に係る留意事項について

環廃産発第120911003号
平成24年9月11日

公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理委託等に係る 留意事項について

産業廃棄物行政の推進について格別の御理解と御協力いただき、厚くお礼申し上げます。さて、本年5月中旬から下旬にかけて、利根川水系の複数の浄水場で水道水質基準を超えるホルムアルデヒドが検出された事案については、「利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会」を設置し、このような事案の再発を防止するための対策等について検討を進め、中間取りまとめが行われたところであります。

この中間取りまとめを受けて、上記事案においてホルムアルデヒド生成の原因となったヘキサメチレンテトラミン等の生活環境保全上の支障を生ずる懸念のある化学物質を含有する産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合の取扱いについて、別添のとおり各都道府県、政令市あてに通知しました。

つきましては、貴団体におかれでは、関係者への周知について御配慮いただきますようお願いします。

環廃産発第120911001号
平成24年9月11日

各都道府県・政令市 廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理委託等に係る
留意事項について（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。

さて、本年5月中旬から下旬にかけて、利根川水系の複数の浄水場で水道水質基準を超えるホルムアルデヒドが検出され、浄水場の取水停止により一部地域で断水が発生するなどの影響があった。その原因は、廃棄物に含まれていた1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1^{3,7}]デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン。以下「ヘキサメチレンテトラミン」という。）が十分に処理されないまま排水として河川に放流され、浄水場で塩素と反応することによりホルムアルデヒドが生成したものと強く推定されている。

環境省においては、「利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会」を設置し、このような事案の再発を防止するための対策等について検討を進めてきたところであり、今般、同検討会において、中間取りまとめが行われた。

この中間取りまとめを受けて、上記事案においてホルムアルデヒド生成の原因となったヘキサメチレンテトラミン等の生活環境保全上の支障を生ずる懸念のある化学物質を含有する産業廃棄物の処理を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第12条第5項の規定に基づき産業廃棄物処理業者に委託する場合の取扱いを、下記のとおりとしたので通知する。貴職におかれでは、この取扱いを関係者に周知し、適正な処理の確保につき指導の徹底に努められたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 委託契約時に排出事業者が講すべき措置

ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託しようとする排出事業者は、委託契約に当たって産業廃棄物処分業者が都道府県又は政令市から交付された産業廃棄物処分業許可に係る許可証の事業の範囲を確認するのみならず、具体的な処理内容について産業廃棄物処分業者から情報提供を受けて、ヘキサメ

チレンテトラミンを有効に処理することができる方法であることを確認する必要があること。

また、ヘキサメチレンテトラミンは、水道取水に影響を及ぼす物質であり、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）により事業所における排出量及び廃棄物としての移動量の把握が義務づけられていることから、ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の委託契約に当たり作成する契約書の条項には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第8条の4の2第6号へに該当する項目として、ヘキサメチレンテトラミンの含有に関する情報を含めることが適当であること。したがって、含有について契約書の条項に含まれていない場合には、同号に違反するものとして取り扱って差し支えないこと。

なお、ヘキサメチレンテトラミンの含有に関する情報を提供する場合にあっては、「廃棄物情報の提供に関するガイドラインについて」（平成18年4月28日付け環廃産発第060428003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）の別添「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を活用し、ガイドラインに示す廃棄物データシート（WDS）にヘキサメチレンテトラミンの含有に関する事項、取り扱う場合の注意事項等を記載し情報提供することが適当であること。

2 排出事業者による処理状況の確認

排出事業者は、産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合に法第12条の3第1項の規定に基づき産業廃棄物管理票を交付し、産業廃棄物処理業者からその写しの送付を受けることによって、処理の終了を確認することとされている。

さらに、法第12条第7項において、排出事業者は、産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（平成23年2月4日付け環廃対発第110204005号及び環廃産発第110204002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）の第九において、この確認の方法として産業廃棄物処理業者の事業の用に供する施設を実地に確認する方法を掲げているところであり、ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理を委託している場合にあっても、産業廃棄物処理業者の施設を実際に確認し、処理が適切に行われていることを把握することが望ましいこと。

3 産業廃棄物処理業者が講ずべき措置

産業廃棄物処理業者がヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理を受託する場合には、排出事業者から提供のあった情報をもとに、自らの処理施設で適正に処理可能なものであるか否かを判断することが重要であり、判断のための情報が不足している場合には、排出事業者に更なる情報提供を求める必要があること。

なお、適正な処理が可能であるか否かの判断において、処理に伴って排水を公共用水

域に排出する場合には、「ヘキサメチレンテトラミンの排出に係る適正な管理の推進について」（平成24年9月11日付け環水大水発第120911001号環境省水・大気環境局水環境課長通知）を参考とすること。

4 その他の留意事項

排出事業者がヘキサメチレンテトラミン以外の化学物質を含有する廃棄物の処理委託を行う場合についても、ガイドラインに示す廃棄物データシート（WDS）に化学物質の含有に関する事項、取り扱う場合の注意事項等を記載し情報提供することが望ましいこと。

なお、過去に発生した事例等により生活環境保全上の支障を容易に予見できる場合には、ヘキサメチレンテトラミンと同様に、当該物質を有効に処理できる処理業者を選択するとともに、委託契約書にその含有についての情報に係る条項を含める必要があり、その情報が含まれていない場合には、規則第8条の4の2第6号へに違反したものと捉え得ること。

また、特別管理産業廃棄物としての規制が行われている有害物質を含有する産業廃棄物について、排出事業者が分析を行っていない等の理由により当該物質の含有に関する情報を把握していない場合であっても、当該産業廃棄物が特別管理産業廃棄物に該当するものであった場合には、法第12条の2第5項に違反することとなり、当該物質の含有に関する情報は本来排出事業者が把握しておくべきものであること。このことから、含有に関する情報の把握の結果、特別管理産業廃棄物に該当しない場合も含め、委託契約書にその含有についての情報に係る条項を含めることが適当であること。

2-⑤ 煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について

基安化発0913第2号

平成24年9月13日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 会長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について

国土交通省が実施した平成23年度建築基準整備促進事業「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査」において煙突内の石綿含有断熱材が著しく劣化している場合に、煙突内部のみならず、隣接する機械室でも、比較的低い濃度の石綿繊維の飛散が確認されたとの報告がなされているところです。

石綿障害予防規則第10条では、吹き付け石綿等の劣化等による石綿の飛散については、除去等の措置を講ずることとされていますが、煙突内の石綿含有断熱材の劣化による石綿の飛散については、措置の対象とはされておりません。

今般の国土交通省の調査結果を踏まえ、たとえ少量であっても煙突内部の石綿含有断熱材が著しく劣化している等により、煙突内部のみならず周辺作業場での石綿の飛散のおそれが懸念される場合には、煙突内の石綿含有断熱材の除去等石綿障害予防規則第10条に準じた措置を講ずるようお願いします。

つきましては、貴会会員等に対し、下記事項を周知いただきますようお願いします。

記

- 1 事業者は、その労働者を就業させる建築物に設置された煙突内部の石綿含有断熱材が著しく劣化し、石綿を含有する粉じんの発散により、煙突周辺の作業場で作業する労働者がその粉じんに暴露するおそれが懸念される場合は、石綿障害予防規則第10条に準じ、当該石綿の除去等の措置を講ずるほか、作業等で労働者を粉じんに暴露するおそれのある場所に立ち入らせる場合は労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。
- 2 煙突内部の石綿含有断熱材の除去等の作業に当たっては、石綿障害予防規則に基づく労働者ばく露防止対策を講ずること。
- 3 石綿含有断熱材を使用した煙突内部の清掃等作業を行う場合は、平成24年7月31日付け基安化発0731第2号「煙突内部に使用される石綿含有断熱材に係る留意事項について」に留意の上、必要な石綿ばく露防止対策を講ずること。

別記関係団体

中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
独立行政法人 労働者健康福祉機構
社団法人 日本作業環境測定協会
一般社団法人 日本環境測定分析協会
公益社団法人 日本保安用品協会
公益社団法人 産業安全技術協会
公益社団法人 全国労働衛生団体連合会
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
全国社会保険労務士会連合会
社団法人 全国労働基準関係団体連合会
日本アスベスト調査診断協会
社団法人 日本建設業連合会
一般社団法人 全国建設業協会
社団法人 全国解体工事業団体連合会
社団法人 建設産業専門団体連合会
一般社団法人 J A T I 協会
公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会
社団法人 日本ビルディング協会連合会
公益社団法人 全国産業廃棄物連合会
全国アスベスト適正処理協議会
建設廃棄物協同組合

社団法人日本ボイラ協会
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
社団法人日本ボイラ整備据付協会
日本暖房機器工業会

社団法人 住宅生産団体連合会
一般社団法人 不動産協会
社団法人 全日本不動産協会
社団法人 日本建築士事務所協会連合会
社団法人 日本建築家協会
社団法人 全日本建築士会

平成24年7月31日
基安化発 0731 第2号

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

煙突内部に使用される石綿含有断熱材に係る留意事項について

石綿を含有する断熱材等を使用した煙突等を含む建築物の解体等工事については、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成24年5月9日付け厚生労働大臣公示）に基づき適切な措置を図っていく必要があります。

一方、現在使用されている煙突内についても、石綿含有断熱材等が使用されている場合があり、当該材が劣化してその破片が煙突下部に落下している場合もあると考えられます。これらの石綿を含有する破片等を取り扱う煙突の清掃作業等を実施する場合においても、石綿則に基づき呼吸用保護具等の措置を確実に実施するとともに、その処分に当たっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく措置等が必要になります。

このため、石綿による健康障害を予防するためには、このような清掃等作業において取り扱う破片等に石綿が含有するかどうか確認することが重要となりますので、この確認作業の徹底につきお願いするとともに、労働者に石綿を含有する破片等を取り扱わせる場合には、石綿則に基づく必要な措置の徹底をお願いします。

つきましては、貴会会員等に対し、下記事項を周知いただきますようお願いします。

記

- 1 石綿則の適用となる作業かどうか確認するため、事業者が煙突の清掃等業務を労働者に行わせる場合は、煙突に使用されている断熱材等が石綿を含有しているかどうか建築物所有者又は業務発注者に確認するか若しくは自ら建築物の図面等によりに確認すること。その結果、石綿含有断熱材等が使用されている場合は、煙突の清掃等業務において、灰等について目視や石綿含有の分析によりこの断熱材等の破片等が含まれているかどうか確認すること。

- 2 1の確認の結果、石綿含有の断熱材等を取り扱う際には、石綿則に基づく呼吸用保護具の着用等石綿による健康障害を防止するため必要な措置を講じさせること。
- 3 石綿を含有する灰等の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、適切な処分を行うこと。

参考

石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）

- 第十条 事業者は、その労働者を就業させる建築物又は船舶の壁、柱、天井等(次項及び第四項に規定するものを除く。)に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物又は船舶の壁、柱、天井等(第四項に規定するものを除く。)に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならない。
 - 3 労働者は、事業者から前項の保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。
 - 4 法第三十四条の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、第一項に規定する措置を講じなければならない。

2-⑥ 労働災害減少に向けた緊急要請について

基安発0928第1号
平成24年9月28日

公益社団法人全国産業廃棄物連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長



労働災害減少に向けた緊急要請について

労働災害による休業4日以上の死傷者数は平成22年、23年と2年連続で増加しました。このような事態は、実に33年ぶりのことです。

この間、厚生労働省においても、労働災害が増加傾向にある業種に対する集中的な指導の実施など、労働災害の減少に向けた様々な取組を行ってきました。また、関係団体に対しても、労働災害防止対策の推進を要請しました。

しかし、平成24年に入っても、その増加傾向には歯止めがかからず、今年の8月末までに発生した労働災害の件数は、昨年の8月末までに発生した件数と比べて7.9%の増加となっています。この傾向が続けば3年連続で労働災害が増加するという極めて憂慮すべき事態も想定されます。

このため、別添のとおり労働災害の減少に向けた緊急要請をいたします。貴団体としての取組を強化いただくとともに、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。

労働災害減少に向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、労使の皆さまのご尽力もあり、長期的には着実に減少してきましたが、平成22年、23年と2年連続で増加しました。このような事態は、実に33年ぶりのことです。

この間、厚生労働省においても、労働災害が増加傾向にある業種に対する集中的な指導の実施等、労働災害の減少に向けて様々な取組を行ってまいりましたが、平成24年に入ってもその増加傾向には歯止めがかからず、8月末現在で対前年比7.9%の増加となっています。この傾向が続けば3年連続増加という極めて憂慮すべき事態も十分想定されます。

労働災害が増加に転じた背景には、様々な要因があります。リーマンショック以降の生産水準の回復や東日本大震災の復旧・復興工事の影響もその一因と考えられます。しかしながら、着実に減少していた製造業や建設業の労働災害が増加に転じた背景には、厳しい経営環境の中での安全衛生管理体制の劣化があることが懸念されます。また、第三次産業や陸上貨物運送事業の労働災害は、長期的には労働災害全体が減少する中でも、横ばい傾向を続けてきました。特に第三次産業は、全労働者数に占めるウェイトが高くなる中、必ずしも十分な安全管理体制が確保されていないことが危惧されます。さらに若年者をはじめ経験が十分でない労働者に対して効果的な安全衛生教育が実施されているでしょうか。

いずれにしても、いかなる経済情勢下にあっても、労働災害は本来あつてはならないものです。事業者の皆様におかれましては、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請します。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害の防止に努めていただきますよう、要請いたします。

- 一、安全衛生管理体制の充実
- 一、個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育の実施
- 一、「見える」安全活動など創意工夫した効果的な自主的安全衛生活動の実施

平成24年9月28日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長 宮野 甚一

2-⑦ 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について

平成 24 年 10 月 25 日
基安化発 1025 第 2 号

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について ～第 8 回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～

石綿を含有する断熱材等を使用した煙突等を含む建築物の解体等工事については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成 24 年 5 月 9 日付け厚生労働大臣公示）に基づき適切な措置を図っていく必要があります。

第 8 回東日本大震災アスベスト対策合同会議において、被災地において事前調査が十分でない事例や解体工事中に石綿を飛散させる事例が報告されたところです。同会議の専門家の意見等を踏まえ、同種の事例の再発防止のため、下記に留意することが必要とされたところです。

つきましては、貴会会員等に対し、下記事項を周知いただきますようお願いします。

記

1. 事前調査の徹底について

- (1) 事前調査の際、図面等が存する場合は、図面等を必ず確認するとともに、目視であっても、別添 1 の事例や別添 2 に例示されるように外側から目視のみでは見えない部分等にも石綿が吹きつけられている場合があることに留意の上、事前調査を行うこと
- (2) 事前調査については、「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」の 2 に定める事項に留意すること
- (3) 事前に石綿等の除去や事前調査を別の業者が実施し、解体工事の発注段階で石綿がないとされている場合でも、発注者から事前調査の状況等について情報を入手することにより除去や分析を実施していない場所について把握し、それらの場所について再度事前調査を行うこと。発注者は、当該情報の伝達に配慮すること

2. 解体作業途中での対処について

- (1) 解体工事を行う際は、作業途中で石綿含有建材等を見つけたときに的確に判断できるよう、石綿作業に従事しない者に対しても石綿特別教育や石綿作業主任者技能講習を受けさせよう努めること
- (2) 解体工事の作業途中で石綿含有建材等を見つけたときに、速やかに作業を中止し、石

綿則に基づくばく露防止対策を講じるよう、必要な対応を事前に取り決め、労働者に周知しておくこと

- (3) 建築物等の解体等の作業においては、事前調査が不十分であった場合などで石綿粉じんが飛散するおそれもあること、また、作業に伴って石綿以外の粉じんも発生するおそれがあることから、事前調査の結果として石綿等の使用がないことが確認された場合であっても、労働者に防じんマスク等の呼吸用保護具を使用させること

3. その他、第8回合同会議で報告された漏洩等事案等を踏まえた留意事項

- (1) 集じん排気装置からビニールダクトを使用して排気を行う際に、ダクトをひもでつり下げて支えると当該部分から折れ曲がって十分な排気ができない場合があるので、支えは幅広の環状の支え等を使用して、折れ曲がらないようすること
- (2) 除去した石綿含有成形板等を廃棄する際は、廃材を破碎する必要がない程度に十分な大きさのフレキシブルコンテナ等を用意すること。なお、石綿含有成形板等が大きい等によりやむを得ず切断等が必要な場合には、散水等により十分湿潤化すること
- (3) 煙突の清掃等作業や除去等による飛散防止対策については、平成24年7月31日基安化発0731第1号及び平成24年9月13日基安化発0913第1号の通達に留意すること

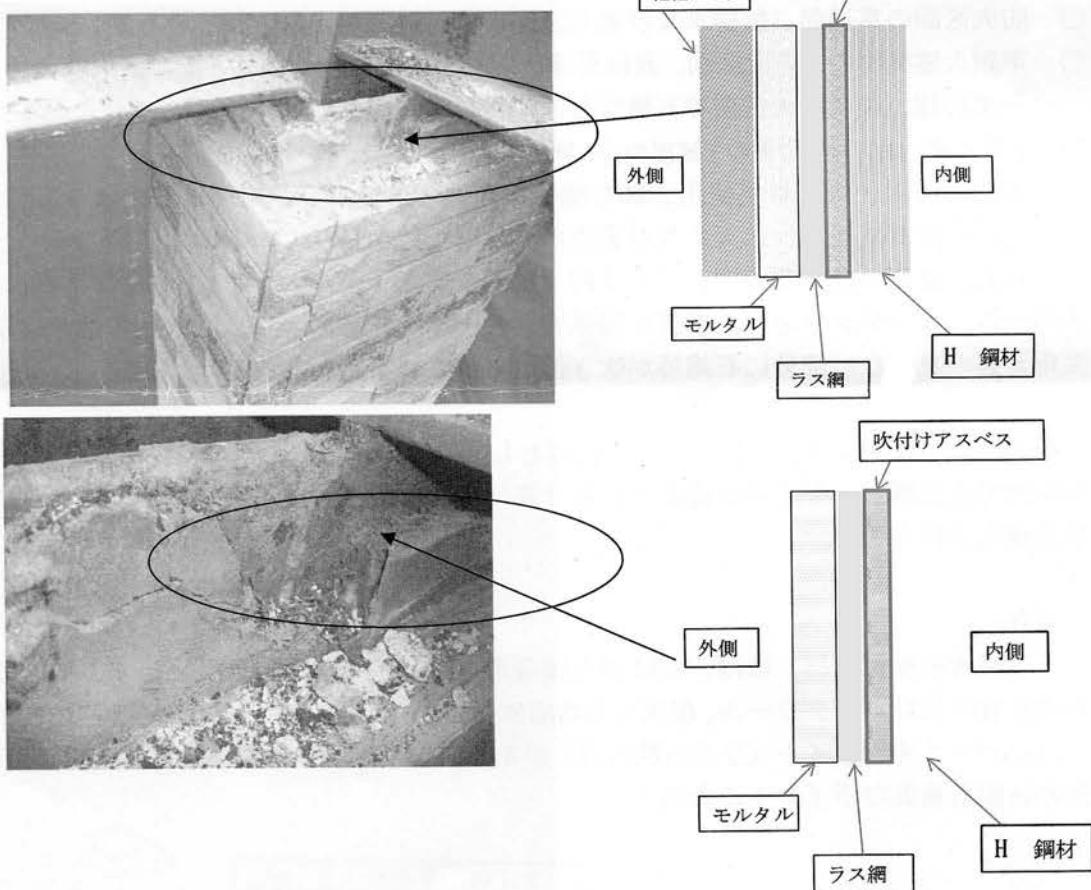
宮城県石巻市の被災建築物の解体工事におけるアスベスト除去作業について

(概要)

宮城県石巻市の被災建築物について平成24年3月に石綿の除去工事が行われた。その後8月に解体工事が行われたが、解体工事後、石綿含有建材が残留しているのが発見されたもの（なお、発覚以後現場はビニールシートで覆い、飛散防止措置を行った。モニタリング調査も行い石綿の飛散状況を確認している）

(主要な原因)

- 取り残しているところは鉄骨の柱に吹き付けをして、さらにモルタルの化粧壁で仕上げ、その後コンクリートブロックで覆っている状況であった。その他、梁と壁の間に隠れていた部分、鉄骨階段で隠れていた部分に石綿が吹き付けられていた。そのため除去業者が行った目視による事前調査では、確認できなかった。（吹付け石綿は被覆材として吹くことが通常であり、除去業者のこれまでの経験では、今回のようなコンクリートブロックの内側に吹きつけられている構造の物をあつかった事例はなかった。また、構造図面等の書類も震災の際流されていて、目視のみの調査しかできなかった。）
- 解体工事中現場に石綿の知識を有する者がおらず、解体工事中に石綿が出てきても工事の中止等現場で判断・対応ができなかった。



事前調査の際、目視では見落としやすい例

次のように内装等の内側に石綿建材が隠れている例や、一区画のみ石綿建材が使用され見落としやすい例がある。

- 内装仕上げ材（天井ボード、グラスウールやセメント板等）の下に石綿含有吹き付け材が存在する例（過去の囲い込み工事等による）
- 石綿含有吹き付け材の上からロックウール（石綿含有無し）が吹き付けられる例
- 鉄骨造の柱・梁に石綿含有吹き付け材が存在しその内装仕上げ材としてモルタル等が使われている例
- 鉄骨造の柱に吹き付けられた石綿含有吹き付け材の周囲をブロック等で意匠的に仕上げられている例
- 天井の一部に仕上げ材（意匠）として石綿含有吹き付け材が使用されている例
- 煙突内部の石綿建材の上にコンクリートで覆われている例
- 外装（外壁や柱）のボードや金属パネルの内側に吹き付けられている例
- 鋼板の仕上げ材の裏打ちとして石綿等が吹き付けられている例
- 外壁とコンクリート床の取り合い（上階と下階を区画する）の層間塞ぎとして詰められ、モルタル等で仕上げられている例
- 防火区画の貫通部（給排水及び電気設備）に石綿等が使用されている例
- 準耐火建築物の、防火区画、異種用途区画などで建物全体の柱、梁の耐火被覆ではなく一部の柱、梁に耐火被覆で石綿含有の吹付材がある例
- 敷居の無い大フロアで奥の1区画のみ石綿等が吹き付けられている例
- 石綿含有吹き付け材が使用された機械室や地下フロア等が用途変更により石綿含有吹き付け材が使用された天井等が天井ボード等で仕切られている例

その他、玄関のひさしの中、ガラリ内（結露や震動音防止のため）、シャフト内、パイプスペース、カーテンウォール裏打ち機械室、最上階天井裏スラブ、防火壁の書き込み部分、変電器裏の見えない部分に石綿等が吹き付けられている例もある

なお、上記はあくまで一例であり、見落としやすい例は他のも多くある。そのため、事業場内でも見落としやすい石綿の吹き付け等の事例に関する情報を蓄積し、漏れがないよう事前調査を行うこと。

（参考）

「石綿含有吹き付け材」には、主に耐火被覆用・吸音用・結露防止用としての吹付け石綿、石綿含有吹き付けロックウール、湿式石綿含有吹き付け材と仕上げ用としての吹付けパーライト、吹付けバーミキュライト（ひる石吹付け）があるので、使用されている場所や改修工事の有無の確認も重要なポイントになる。

3 社団法人和歌山県産業廃棄物協会 理事会

(社)和歌山県産業廃棄物協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

平成24年度第2回理事会及び常任理事会

開催日：平成24年8月17日（金）

場 所：協会会議室

議案等：①第11回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」の開催について

②新入正会員及び退会会員承認の件について

③安全衛生推進委員会の規約改正

と安全衛生活動事業計画について

④新規支部長の承認について

⑤暴力団排除対策委員の承認について

⑥第14回親睦ゴルフコンペの開催について

⑦全産廃連第7回・第8回理事会報告

⑧全産廃連第2回定時総会報告

⑨第1回海上パトロール結果について

⑩不法投棄防止巡回パトロール結果及び実施予定について

⑪クリーンアップキャンペーン結果について

⑫平成24年度和歌山県廃棄物不法処理防止連絡協議会報告

⑬定款変更の認可について ⑭全国正会員事務局責任者会議報告

等について協議、報告がありました。



平成24年度第3回理事会及び常任理事会

開催日：平成24年11月9日（金）

場 所：酒直ビル3F会議室（常任理事会は協会会議室）

議案等：①新規正会員・賛助会員の勧誘促進について

②新入会員及び退会会員承認の件について

③県外視察研修会の開催について

④支部研修会の開催及び日程について

⑤特例民法法人の移行に係る審査会答申結果報告

⑥紀伊半島大水害慰靈祭（那智勝浦町）・台風12号災害復興式典（日高川町）報告

⑦不法投棄防止巡回パトロール結果について

⑧平成24年度第1回建設廃棄物部会の開催結果について

⑨全産廃連第9回理事会報告 ⑩相互安全衛生パトロール結果について

⑪安全衛生研修会（リスクアセスメント研修会）の開催結果について

⑫第11回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」報告

⑬第2回海上パトロール結果について

等について協議、報告がありました。



4 社団法人和歌山県産業廃棄物協会活動

4-① 安全衛生活動事業

安全衛生活動事業に取り組み、労働災害の防止及び作業環境の整備につなげるため、安全衛生活動事業の一環として次のとおり、リスクアセスメント研修会及び相互安全衛生パトロールを実施いたしました。

(1) 安全衛生研修会（リスクアセスメント研修会）

開催日時：平成24年10月2日（火） 午後1時30分から午後4時30分
開催場所：プラザホープ3階 会議室1・2・3
講 師：（社）和歌山県産業廃棄物協会 安全衛生促進委員
吉村 享氏、野長瀬 宏氏、山本 雅弘氏、峯尾 登氏
参加者数：33名
研修内容：事業場内におけるリスク（危険性又は有害性）を事前に把握（調査・評価：アセスメント）し、そのリスクを除去することで職場内を安全かつ快適なものにしようとするもので、リスクアセスメントの実施方法について講義を受け、実務演習を行いました。
講義1 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの必要性
講義2 リスクアセスメントの基本と実施に向けて
実務演習 リスクアセスメントの体験
(廃棄物処理現場) のリスク見積り事例



(2) 相互安全衛生パトロール

平成24年10月と11月に、和歌山支部及び御坊・田辺支部のあわせて4事業所の中間処理施設等で実施し、労働安全の専門家であるアドバイザーから、現場施設の管理及び作業等に関する注意点等種々の指導を受けました。その中で、良かった点・検討を要する点を次に紹介しますので参考にして頂きたいと思います。

良かった点

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・作業場周辺の土間は大変きれいだった。 ・仕分け者は保護手袋をし、手のけが防止の配慮がなされていた。 ・日頃から管理者から従業員へ安全のための諸注意がされており、管理者の安全意識が高かった。 ・スイーパーを導入し、清掃している。 ・粉じん発生場所での作業に防じんマスクを使用していた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の通行速度を10km／時に制限し、敷地内での交通事故防止に配慮がなされていた。 ・破碎機の冷却用ファンにファン巻きこまれ防止用のネットがされていました。 ・朝礼等で業務指示がされていました。 ・圧縮されたリサイクル材の荷崩れ防止として、積み方に配慮されていた。 |
|--|---|

改善を検討して欲しい点

内 容	対 策 案
・クラッシャーの点検時、他の者が誤って稼働スイッチを入れる。	・稼働スイッチを点検者の許可が無い限り触らない対策（他者使用禁止の表示や札をスイッチに掛ける。）
・重機の可動範囲への作業者の立ち入り制限など接触防止対策の実施	・ルールの徹底 <ul style="list-style-type: none"> ①アームの届く範囲に立ち入らない。 ②近くに作業者がいる場合は動かさない。 ・重機特有の稼働音で知らせる。
・チップ搬出時、外部の運転手が重機を運転して積込みをしていました。	・重機の使用を許可していますので、災害発生時の責任範囲があいまいになり、御社の責任となることも考えられます。書面等で責任範囲を明確にしておくことをお勧めします。
・不用品の処分	・安全管理の基本は整理整頓です。定期的に不要品の処分をお勧めします。



[和歌山支部]



[御坊・田辺支部]

4-② 不法投棄防止海上パトロールの実施

平成24年度第2回目（通算36回目）の不法投棄防止海上パトロールを実施し、海上から海岸線近くまで船で近寄り、廃棄物がないか確認しました。

○ 日 時：平成24年10月30日（火）午前9時（出港）～午後3時（帰港）

○ 参加者：8名

和歌山県循環型社会推進課 1名

和歌山県廃棄物指導室 1名

和歌山市産業廃棄物課 1名

和歌山海上保安部 2名

和歌山県産業廃棄物協会 3名



○ パトロールコース：

和歌山南港→大川港→矢櫃海岸（有田市）→衣奈周辺（由良町）→戸津井漁港沖合→白崎→下津港（方）→和歌山南港

○ パトロールの結果：

- ・由良町衣奈周辺の海岸道路沿いに新たに建設廃棄物らしき不法投棄物が確認されました。
- ・矢櫃海岸では、崖上から崖中腹にかけて若干の残存する不法投棄物が見られました。
- ・下津港では、前回6月に実施した時と同様、廃棄物は確認されませんでした。

○ パトロール結果の対応：

パトロール結果については、和歌山県から、関係機関に連絡・対応をお願いしました。



〔矢櫃海岸の現状〕



〔由良町衣奈周辺の現状〕

4-③ 収集運搬部会

不法投棄防止巡回パトロール（高野町周辺及び田辺市周辺）

収集運搬部会では、平成24年6月19日に和歌山市内を中心に不法投棄防止の啓発横断幕やマグネット表示板を装着したダンプカー、パッカー車などで不法投棄防止巡回パトロールを実施し、不法投棄された一般廃棄物と思われる廃家電製品等の撤去を行いました。

和歌山市周辺の巡回パトロールに引き続いで、第2回目は高野町周辺、第3回目は田辺市周辺の不法投棄防止巡回パトロールを行い、回収可能な範囲で撤去作業を行いました。また、撤去回収した廃棄物は当該行政の廃棄物部局に、その処分の依頼をするとともに、パトロール結果を行政機関に報告しました。

1 高野町周辺

(1) 実 施 日：平成24年9月6日（木）

(2) 参 加 者：17名

㈱ヴァイオス（2名）、㈱紀洋（2名）、㈱城野組（2名）、西洋環境開発㈱（1名）
大栄環境㈱（2名）、㈲武田造園（1名）、㈱福西工務店（1名）、㈱吉建（1名）
和歌山プレス㈱（1名）、橋本保健所（1名）、産廃協会（3名）

(3) 巡回コース：高野町花坂不動尊前→大門→奥の院→高野龍神スカイライン→高野町役場
北側の住宅街巡回パトロール→高野町塵芥処理センター（撤去廃棄物搬入）

(4) 使用車両：2t車1台、軽トラック2台、乗用車5台 計8台

(5) 撤去した物：缶、びん、タイヤ、ペットボトル、ドラム缶、布団、その他一般ごみ

(6) 撤去した量：2t車1台と軽トラック1台分程度

(7) 撤去場所等：高野町内高野龍神スカイライン沿い道路脇



2 田辺市周辺

(1) 実 施 日：平成 24 年 9 月 19 日（水）

(2) 参 加 者：20名

株共栄建設工業（1名）、株紀洋（1名）、有国辰商事（1名）、有志場商店（2名）

株寺本建設（2名）、有日置川清掃（2名）、株吉建（1名）、和歌山県再生資源事業協同組合（1名）、和歌山県資源開発協業組合（2名）、有ワコ一産業（1名）

田辺市役所（3名）、田辺保健所（1名）、産廃協会（2名）

(3) 巡回コース：扇ヶ浜海岸駐車場→国道 42 号→国道 311 号→本宮町大瀬→本宮町高山→本宮町大居→本宮町三越→国道 311 号→田辺市ごみ処理場
(撤去廃棄物搬入)

(4) 使用車両：2t 車 3 台、軽トラック 4 台、乗用車 2 台 計 9 台

(5) 撤去した物：冷蔵庫、洗濯機、掃除機、ガラス片、自転車、扇風機、運搬用一輪車
缶、びん、ペットボトル、トタン、コンがら、その他一般ごみ

(6) 撤去した量：2t 車 3 台と軽トラック 3 台分程度

(7) 撤去場所等：田辺市本宮町（大瀬・高山・大居・三越の 4ヶ所）



4-④ 建設廃棄物部会

－平成24年度建設廃棄物部会会議－

石綿含有廃棄物等のうち廃石綿については平成3年10月に改正された廃棄物処理法の同法施行令により特別管理産業廃棄物として指定され、一般の産業廃棄物とは異なる規制を受けることとなりました。また、平成18年10月及び平成22年12月の廃棄物処理法施行令の改正により石綿含有廃棄物に係る収集、運搬、処分等の処理基準及び廃石綿等の埋立処分基準がそれぞれ強化されています。しかし、発注者(又は、元請け業者の代理人)が建築物の解体等の作業に伴う届出義務を怠り解体が行われ、石綿暴露防止対策が適切に講じられていない事例が発生しています。このため、厚生労働省では、労働安全衛生法に基づき事前調査並びに石綿等の飛散及び暴露防止のために「石綿指針」を制定しました。

この機会に産廃処理業を営むものとして石綿含有廃棄物等を適正に取り扱うために留意すべき事項やPFOs含有薬剤の取り扱い等々について説明を実施しました。

日時：平成24年9月7日（金）13時30分～15時00分

場所：酒直ビル3階 会議室（和歌山市十三番丁30番地）

議題：
(1) 石綿等の飛散防止及び暴露防止について
(2) PFOs含有薬剤の取り扱いについて
(3) その他

① 排出事業者と処理業者との間において廃棄物情報交換不足による重大事故防止の注意喚起について

[（公社）全国産業廃棄物連合会中間処理部会長名依頼文]

② 中・大型トラックバスのホイールナット締め付けトルクについて

③ 電子マニフェストシステム利用料金改定表

④ 業務災害補償制度のご案内と普及のご依頼について

（全国中小企業団体中央会への加入団体会員専用保険の案内）

⑤ フェニックス広報誌（処分料金改定の案内）

⑥ 除染などの作業に当たる作業員に対する手引きの配布説明

（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署発行）



4-⑤ 第14回親睦ゴルフコンペ

平成24年10月23日（火）に朝日ゴルフクラブ白浜コースにおいて、第14回親睦ゴルフコンペ（チャリティーコンペ：平成24年度第2回）を開催しました。

当日の天気は残念ながら雨でしたが、そんな中16社33名の多くの皆様の参加により、盛会裏に開催することができました。

また、プレー終了後は、各賞（1位～10位、以下5位ごと、当日賞、BB賞、ベストグロス賞）の表彰を行いました。

第4回開催の親睦ゴルフコンペ以来毎回チャリティーコンペとして車椅子を寄贈していますが、今回は第11回目となり、那智勝浦町副町長 植地篤延氏ご臨席のもと車椅子を寄贈しました。

今後も続けていきたいと考えていますので、皆様の参加をお待ちしています。

1 結果（敬称略）

- 優勝：森山 規生（有日置川清掃）
- 2位：田中 正紹（有タナカ工務店）
- 3位：木下 泰隆（有協和運輸）
- 4位：井潤 桂樹（有日置川清掃）
- 5位：中原 衛（有協和運輸）
- 6位：三木 治順（有ワコー産業）
- 7位：吉村 享（株ヴァイオス）
- 8位：村山 信夫（有火の国産業）
- 9位：廣田 稔雄（有日置川清掃）
- 10位：吉本 忍（南部生コン工業株）
- 15位：山本 裕次郎（有タナカ工務店）
- 20位：野長瀬 宏（有日置川清掃）
- 25位：早稲田 好則（有タナカ工務店）
- 30位：高橋 邦明（株紀洋）
- 当日賞：渡上 寿恵（南部生コン工業株）
- BB賞：志場 智美（有志場商店）
- ベストグロス賞：森山 規生（有日置川清掃）



2 車椅子贈呈（1台）

贈呈先：那智勝浦町



4-⑥ 青年部会活動

青年部会の主な行事は以下のとおりです。

○平成24年度第3回役員会

開催日：平成24年8月3日（金）

場 所：(有)ワコー産業 会議室

議 題：（1）第8回全国青年部協議会全国大会（岡山大会）について

（2）CSR2プロジェクトについて

（3）その他

○近畿ブロック青年部ゴルフコンペ

開催日：平成24年10月10日（水）

場 所：グランテージゴルフ倶楽部（奈良県）

内 容：近畿ブロックの青年部会員の親睦を図り加えて業運営の情報交換等を目的に

開催され、和歌山青年部会からは2名が参加しました。



○平成24年度第4回役員会

開催日：平成24年10月19日（金）

場 所：協会会議室

議 題：（1）第8回全国青年部協議会全国大会（岡山大会）について

（2）当部会の研修会開催について

（3）その他

○全国産業廃棄物連合会青年部協議会第8回全国大会（岡山大会）

開催日：平成24年11月22日（木）

場所：岡山プラザホテル

内容：第1部 オープニングセレモニー

岡山出身のシンガーまきちゃんぐを迎えて、音楽を融合させた開会式が行なわれました。

第2部 中国ブロック記念事業「小学生の環境学習 公開授業」

岡山県産業廃棄物協会がこれまでCSR活動の一環として行なってきた小学生への出張授業を公開形式で行なわれました。

第3部「CSR47」総選挙・CSR2プロジェクト結果発表並びに表彰式

各ブロックごとのCSR活動事例のプレゼンテーションを競い合う「CSR47

総選挙」の後、全国から寄せられたCSR2プロジェクト全9部門の受賞者発表と表彰式が行なわれました。また、今回のプロジェクトには1118社のエントリーがあり、そのうち活動報告は715事例で、その中から9部門33社が受賞され、和歌山青年部会からは、株井奥建材工業が「環境貢献部門」で環境省産業廃棄物課長賞を受賞されました。おめでとうございます。



第4部 大懇親会

岡山のご当地アイドルS-Q t y ライブ・全国大会テーマソング「同じ時代同じ夢を」米重優哉ライブ・シークレットゲスト（ねずみ先輩）



5 公益社団法人全国産業廃棄物連合会関係

5-① 会議報告

○第9回理事会

開催日：平成24年9月11日（火）

場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室

出席者：会長

議 題：<決議事項>

第1号議案 賛助会員の入会について

第2号議案 平成25年度「第12回全国大会」について

<協議事項>

(1) 福島県いわき市保有土地について

(2) 次回理事会その他の日程について

(3) その他

○第10回理事会

開催日：平成24年11月13日（火）

場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室

出席者：会長

議 題：<決議事項>

第1号議案 平成25年度全国正会員会長・理事長会議の開催について

第2号議案 表彰規則（内規）の一部変更（案）について

<協議事項>

(1) 平成25年度事業計画案の策定にあたって

(2) 来年度以降の環境自主行動計画について

(3) 環境配慮契約法について

(4) 支障除去等に関する基金のあり方について

(5) 廃棄物情報の提供に関するガイドラインWDSについて

(6) 次回理事会その他の日程について

(7) その他

○平成24年度サービス業等7団体と中災防との情報交換会

開催日：平成24年11月15日（木）

場 所：中央労働災害防止協会 産業安全会館4階大会議室

出席者：会長

議 題：（1）中災防における主要事業等について

①中小企業向けO S H評価事業、出張型研修、割引サービス等

②平成24年9月厚生労働省「労働災害減少に向けた緊急要請について」

（2）各団体における平成24年度の安全衛生活動の取組み状況について

①全般的な安全衛生活動への取組み状況

②各団体における5 S（4 S）並びにK Y T（危険予知訓練）の取組み
状況について

（3）各団体からの中災防に対する意見要望等

（4）意見交換等

（5）その他（新春懇談会）

5-② 近畿地域協議会

開催日：平成24年10月18日（木）

場 所：ANAクラウンプラザホテル神戸（兵庫県）

出席者：会長以下6名

議 題：（1）東日本大震災の視察について

（2）安全衛生研修会の取組みと労働災害発生状況について

（3）廃掃法上の排出事業者の定義について

（4）平成24年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰推薦候補者について

（5）全国産業廃棄物連合会活動報告

（6）次回開催予定

（7）その他

5-③ 全国正会員事務局責任者会議

開催日：平成24年8月3日（金）

場 所：アジュール竹芝「天平の間」

議 題：(1) 関連法案の検討状況について

- (2) 原発事故関係損害項目等に関する調査について
- (3) 公益法人制度改革に伴う移行状況等について
- (4) 厚生年金基金の現状について
- (5) 平成23年度正会員会員企業の基礎情報等に係る調査結果について
- (6) 平成24年度教育研修事業について
- (7) その他事務連絡等
 - ①第11回産業廃棄物と環境を考える全国大会の開催概要について
 - ②行事予定
- (8) 情報交換

上記内容のことについて協議しました。

5-④ 第19回正会員事業研修会

開催日：平成24年10月5日（金）

場 所：泉ガーデンコンファレンスセンター（東京都）

内 容：(1) 景況動向調査結果からみた産業廃棄物処理業界の現状

- (2) 平成23年度正会員会員企業基礎調査に係る調査結果
- (3) 公益法人制度改革に伴う移行において発生する主な業務について
- (4) マニフェストシステムの新たな構築に向けて（意見交換）
- (5) 各協会における会員向け支援・サービス事業について（情報交換）
- (6) その他

上記内容の研修とともに、各協会が実施している会員支援・サービスに関する事業内容や特徴・工夫等について情報交換が行われました。

5-⑤ 平成24年度安全衛生促進研修会

公益社団法人全国産業廃棄物連合会安全衛生委員会主催の安全衛生促進研修会が東京会場と福岡会場でそれぞれ開催され、当協会からは、㈱吉建の峯尾登氏・㈱ヴァイオスの吉村享氏・㈲ワコー産業の山本雅弘氏の3名の安全衛生促進委員が東京会場に出席しました。

開催日：【東京】平成24年8月24日（金）10：30～16：30
：【福岡】平成24年8月29日（水）10：30～16：30
会 場：【東京】アジュール竹芝「飛鳥」
：【福岡】福岡県中小企業振興センター「301 会議室」
目 的：安全衛生に関する指導及び相談等に対応できる指導者、担当者の養成
①各正会員が開催する安全衛生関連研修会において講義または演習を担当する
②正会員が実施している安全衛生関連事業の実施方法について情報提供、意見交換をする

◎安全衛生研修会のカリキュラム

1. 開会挨拶

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 専務理事 仁井 正夫
公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 安全衛生委員長 武田 全弘

2. 連合会安全衛生委員紹介

3. 講演「産業廃棄物処理業における労働災害の現状と対策について」

【東京】厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課 副主任中央産業安全専門官 小沼 宏治
【福岡】福岡労働局 労働基準部安全課 課長 橋本 信夫

4. 各事業場における安全衛生体制の構築

①「モデル安全衛生規程及び解説」の活用について

【東京】公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 講師 森 政雄
【福岡】公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 講師 三谷 哲也

②リスクアセスメントの必要性

③リスクアセスメントの手順と方法

④リスクアセスメントの体験

【東京】公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 講師 長谷川 滋
【福岡】公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 講師 岡崎 尚文

5. 修了証授与

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 安全衛生委員長 武田 全弘

6. 閉会挨拶

【東京】公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 安全衛生委員会副委員長 加山 昌弘
【福岡】公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 安全衛生委員会副委員長 田中 正敏

5-⑥ 第11回産業廃棄物と環境を考える全国大会

平成24年10月26日（金）にホテルニューオータニ（東京）において、公益社団法人全国産業廃棄物連合会、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の産業廃棄物関係の3団体の主催により『災害廃棄物の速やかな処理を目指して』をテーマに開催され、当協会から4名が出席しました。

大会では、昨年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしましたが、1年半余りが経過した現在、国内外からの様々な支援・協力の下、復旧・復興に向け国を挙げて鋭意取り組まれているところです。

こうした状況を踏まえ、災害廃棄物広域処理実績のある東京都を舞台に、行政担当者、事業者、学識経験者、一般市民などの各界の皆様と一緒に、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理等について考えることを趣旨として開催されました。

公益社団法人全国産業廃棄物連合会の石井会長の挨拶に続いて、平成24年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰が行われ、18名が受賞しました。

引き続き、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部梶原成元部長から「災害廃棄物の現状と課題」をテーマとする基調講演が行われ、その後、独立行政法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センターの大迫政浩センター長をコーディネーターに、パネリストとして環境省から廣木雅史大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長、東京都から木村尊彦環境局廃棄物対策部長、業界から社団法人岩手県産業廃棄物協会の門脇生男会長、社団法人宮城県産業廃棄物協会の鈴木昇会長、社団法人東京産業廃棄物協会の高橋俊美会長の各氏をパネラーとしたディスカッションが開かれました。

行政からは復旧・復興にむけては、地震・津波等により大量に発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理・リサイクルがもとめられており、その広域処理や放射性汚染等の諸問題について、また被災協会からは東日本大震災による災害廃棄物処理の状況と課題について説明がありました。



6 事務局だより・情報コーナー

6-① 新入会員の紹介

正会員

	会社名	代表者名	住 所	電話番号	業の区分	許可番号
1	益田工業(有)	益田 直輝	〒640-8303 和歌山県和歌山市鳴神1084-4	073- 476-1888	収集運搬業 収集運搬業	県 03000122389 市 07200122389
2	株大瀧商店	大瀧 近人	〒649-6421 和歌山県紀の川市田中馬場127-7	0736- 77-7449	収集運搬業	県 03011128934
3	中原建設	中原 衛	〒640-8401 和歌山県和歌山市福島688-1	073- 451-2229	収集運搬業	県 03000133591
4	吉野組	吉野 義男	〒649-0101 和歌山県海南市下津町下津808-1	073- 492-0237	収集運搬業 収集運搬業	県 03013059027 市 07200059027

会員数 (平成24年11月9日現在)

	正会員数
紀 北 支 部	3 6
和 歌 山 支 部	8 0
海 南 ・ 有 田 支 部	3 4
御 坊 ・ 田 辺 支 部	5 1
紀 南 支 部	1 7
合 計	2 1 8

	賛助会員数
合 計	1 2



ヤツイトレーディング株式会社

事業概要

〒642-0023 和歌山県海南市重根 351-2
TEL 073-485-1077 FAX 073-485-1078
URL <http://www.yatsui-trading.co.jp/>
E-mail info@yatsui-trading.co.jp

ヤツイトレーディングは、日本企業、中小企業の海外進出・中国進出を支援します。海外進出・自社製品の海外への販売、輸出、輸入代行といった貿易事業を軸に、再生資源のリサイクルとコストダウンといった環境事業のコンサルティング、化成品の開発など、一面だけでなく多方面から貴社が世界と戦える企業になるための必要な支援とサービスを提供いたします。

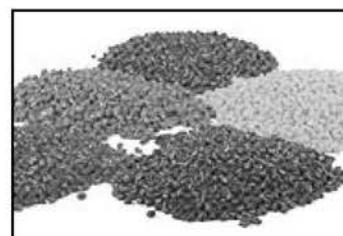
貿易事業

企業の発展には海外マーケットや海外生産力の利用が不可欠な時代になってきています。ヤツイトレーディングでは、企業様の様々な貿易のビジネスパートナーとして海外進出・海外取引のサポートを提供致します。特に中国進出へは太いパイプを持っているので、ぜひご相談下さい。



化成品事業

プラスチックの原料である熱可塑性樹脂・熱硬化性樹脂をはじめ、環境保護のニーズにお応えして、環境対応樹脂への取り組み、また成形樹脂への取り組み、また環境にやさしく将来的なニーズに対応した化成品の開発に挑戦しております。



環境事業

不良品や不要となった排出資源や産業廃棄物を引き取り、資源の再利用・加工(マテリアルリサイクル)を施し、原料として再活用するためのサポート・コンサルティング(環境コンサルティング)を行います。これまで有料で廃棄していたものを資源として活用、もしくは減量化することで、省エネ、コスト削減へつながります。



代表挨拶

ヤツイトレーディング株式会社は中国・東南アジアを中心市場とし、ニュージーランド、南アフリカなどスケールの大きなビジネスを展開する貿易商社です。産業革命が二十世紀の基礎となったように、静脈産業における技術開発は二十一世紀において環業革命とも言うべき産業の基礎となり、循環社会の構築に大きく貢献することは間違いないと思います。弊社では国内海外事業等に積極的に取り組み、強力なネットワークを活用し、新しい可能性、新しい価値を創造し、信頼、評価される良き企業市民として社会に貢献する貿易商社を目指します。これからもご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



代表取締役社長
谷井栄治

6-③ 協会への入会のおすすめ

～会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る～

当協会は、産業廃棄物の適正処理及び3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を図ることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

また、産業廃棄物関係業界が互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、住民との信頼関係の構築に努めています。こうした考え方方に立って当協会は、産業廃棄物の適正処理等を通じて「安心して住める、和歌山県づくり」に貢献できるよう努めています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、そのためには、組織をさらに強固なものとしていくことが肝要であります。

協会会員の増強・充実につきましては、従来から努力しているところですが、未だ十分とはいえないのが現状であります。このため、できるだけ多くの方々に入会していただき、協会組織の強化、活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者の方には正会員として、また、排出事業者の方々も会員・賛助会員として、入会をお勧めいただきますよう、お願ひいたします。

◎入会金 正会員 50,000円

◎会費 正会員 年額 60,000円

賛助会員 年額 30,000円

◎入会方法 入会申込書を提出していただくことになっております。

下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りいたします。

◇◆◇社団法人和歌山県産業廃棄物協会◇◆◇

〒640-8150

和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル3階

T E L : 073-435-5600

F A X : 073-424-5553

U R L : <http://wakayama.sanpai.com>

E-mail : wasanpai@sanpai.com

7 お知らせ

7-① 許可期限のお知らせ

許可の有効期限にご注意!!

産業廃棄物処理業の許可の 更新時期にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は、更新手続きをしないと許可の効力を失います。

このようなことにならないように、許可証の有効期限がいつになっているか、常に注意しておきましょう。

許可証は、常に目の届く場所に掲げましょう。

○当協会では、会員企業等へ許可期限満了日のおおむね6ヶ月前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了のおおむね3ヶ月前に更新の手続きについてお知らせしております。

他府県等で許可を取得している方には、お知らせしませんので、特に細心の注意をお願いします。

○更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請(又は新規許可申請)に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえません。

○許可期限満了日の3ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、許可期限の6ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。

許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

○講習会修了証の有効期限は、講習会終了の日から起算して、新規許可講習会修了証は5年間、更新許可講習会修了証は2年間です。

(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。)

なお、和歌山県での講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話等でお問い合わせください。
(ホームページでも、講習会日程を確認できます。)

社団法人 和歌山県産業廃棄物協会
TEL 073-435-5600
FAX 073-424-5553

7-② 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会

許可申請等に関する講習会を和歌山会場(プラザホープ)で下記のとおり開催しました。

☆更新・収集運搬課程

平成24年9月20日（木） 受講者数 118名

☆特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

平成24年9月21日（金） 受講者数 53名

なお、平成24年度の今後の近畿地域での講習会の開催日程は、表のとおりです。

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業 廃棄物管理責 任者
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理 産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理 産業廃棄物 処分課程	産業廃棄物 収集運搬課 程	産業廃棄物 処分課程	
日 数	2日間	3日間 (※1)	3日間	4日間 (※2)	1日間	2日間	1日間
受講料	30,400円	48,300円	46,200円	68,000円	20,000円	25,200円	12,000円
平成 25年 1月	和歌山： 29～30				大阪：23 滋賀：29 和歌山：31	兵庫： 24～25	大阪：22 滋賀：30
2月	兵庫：6～7 京都：21～22		大阪： 26～28		京都：13 兵庫：20		京都：14
3月	大阪：12～13 京都：5～7				兵庫：14 大阪：15		大阪：14 兵庫：15

注 ※1 産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は4日になります。

※2 特別管理産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は5日に
なります。

平成25年度（平成25年4月以降）の講習会の開催日程については、3月下旬頃に発表
される予定です。

☆受講申込等についての問合先☆

社団法人滋賀県産業廃棄物協会	077-521-2550
社団法人京都府産業廃棄物協会	075-645-3085
社団法人大阪府産業廃棄物協会	06-6943-4016
一般社団法人兵庫県産業廃棄物協会	078-371-3177
社団法人奈良県産業廃棄物協会	0744-33-8800
社団法人和歌山県産業廃棄物協会	073-435-5600

7-③ 「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について

廃棄物処理業(産業廃棄物処理業を含む)が業種別労働者死傷災害発生率においてトップクラスであることを示す調査があります。被災者にとっては勿論不幸なことであります。事業所にとっても労働損失日数が多いこと等、大きなマイナスとなってしまいます。このため労働災害を少しでも減らすための対策を図ることが企業にとって重要であります。例えば労働災害防止対策として以下の対策が考えられます。

〔労働災害防止対策〕

1 共通事項

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) 危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）の実施
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (4) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (5) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (6) 安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (7) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (8) 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づく措置の徹底及び長時間労働者への医師による面接指導制度の確立及び徹底

2 廃棄物処理業（一般・産業廃棄物処理業及び再生資源卸売業）

- (1) 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生管理規程」を活用した収集運搬作業、中間処理作業、最終処分作業に係る労働災害防止対策の徹底
- (2) 処理施設内における爆発、火災等の防止対策の徹底
- (3) 機械式ごみ収集車等の点検整備の励行及びごみ収集作業における安全な作業方法の徹底
- (4) 車両系建設機械及び車両系荷役運搬機械による災害防止対策の徹底
- (5) 廃棄物処理作業における保護めがね、保護帽、手袋及び呼吸用保護具等の保護具の使用の徹底
- (6) 廃棄物処理作業等における石綿ばく露防止対策の徹底
- (7) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類のばく露防止対策の徹底
- (8) 廃P C Bの無害化処理作業におけるP C Bばく露防止対策の徹底
- (9) 夏季の熱中症予防対策の徹底

こういった労働安全衛生対策を職場内で話し合い、また、職場の特性にあった対策を立て従業員全体でその内容を理解した上で取り組む必要があります。

職場内での作業中や自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことがあるはずです。その体験と職場内での取り組み等について次ページの「ヒヤリ・ハット」体験事例として、協会にお寄せください。会報に掲載して会員が相互にこの体験情報を共有し、対策を講じて頂き、事故を未然に防いでいきたいと考えています。

「ヒヤリ・ハット」体験事例

(様式)

職場内での作業中のみならず、自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことはありませんか？

その体験の都度協会にお寄せください。会報に掲載して会員が相互にこの体験情報を共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいきたいと考えています。体験内容等については、具体的にご記入ください。

※ 「分類」及び「事故の型」については、該当する箇所を○で囲んでください。

1 分類 (1)収集運搬(収集運搬車両運転中を含む) (2)中間処理 (3)最終処分

2 事故の型 (1)はさまれ (2)巻き込まれ (3)墜落 (4)転落 (5)転倒 (6)爆発 (7)火災 (8)衝突
(9)その他()

会社名							
担当者名							
住所	〒						
連絡先	TEL	—	—				
	FAX	—	—				
いつ	平成	年	月	日	(時)	分頃)	
どこで(発生場所)							
何をしているとき(発生時作業内容)							
何がどうした・どうなった(要因と結果)							
改善すべき事項(個人的・社内的)							
改善した結果(効果)							

8 (社)和歌山県産業廃棄物協会 平成24年度主要事業・行事

年	月	日	主催・事業・行事	場 所	内 容
24	1	13	全産連:理事会	明治記念館	全国産業廃棄物連合会第5回理事会
24	1	13	全産連	明治記念館	新年賀詞交換会
24	1	16	国土交通省近畿地方整備局	大阪市	建設リサイクル意見交換会
24	1	20	和産廃:政治連盟	協会会議室	平成24年和歌山県地区政治連盟第1回理事会
24	1	20	和産廃:安全衛生研修会	プラザホーブ	リスクアセスメント推進研修会
24	1	20	和産廃:青年部役員会	協会会議室	平成23年度第3回役員会
24	1	24	日産振センター:講習会 (~1/25)	プラザホーブ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規:収運課程)
24	1	26	日産振センター:講習会	プラザホーブ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新:収運課程)
24	1	27	全産連:近畿地域協議会	和歌山県	全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会
24	1	30	和歌山県: 排出事業者研修会	湯浅会場	建設業等から排出される産業廃棄物の適正処理及び再資源化に関する研修会
24	1	31	和歌山県: 排出事業者研修会	御坊会場	建設業等から排出される産業廃棄物の適正処理及び再資源化に関する研修会
24	2	2	和産廃:政治連盟	協会会議室	第3回和歌山県地区政治連盟総会
24	2	3	全産連:責任者会議	東京都	平成23年度第2回全国正会員事務局責任者会議
24	2	3	中央労働災害防止協会	有田市	経営者安全衛生講習会
24	2	3	近畿ブロック:青年部	兵庫県	青年部協議会近畿ブロック研修会(兵庫県)
24	2	7	和歌山県: 排出事業者研修会	串本会場	建設業等から排出される産業廃棄物の適正処理及び再資源化に関する研修会
24	2	8	和歌山県: 排出事業者研修会	新宮会場	建設業等から排出される産業廃棄物の適正処理及び再資源化に関する研修会
24	2	9	和産廃:県外研修 (~2/10)	広島県	福山市ごみ固化燃料工場、(株)エフピコ、きなり村
24	2	13	和歌山県: 排出事業者研修会	橋本会場	建設業等から排出される産業廃棄物の適正処理及び再資源化に関する研修会
24	2	14	和歌山県: 排出事業者研修会	田辺会場	建設業等から排出される産業廃棄物の適正処理及び再資源化に関する研修会
24	2	15	和歌山県: 排出事業者研修会	和歌山会場	建設業等から排出される産業廃棄物の適正処理及び再資源化に関する研修会
24	2	18	和産廃:常任理事会	協会会議室	平成23年度第4回常任理事会
24	2	18	和産廃:理事会	協会会議室	平成23年度第4回理事会
24	2	24	全産連:会議	札幌市	第14回全国正会員会長・理事長会議
24	2	28	和歌山県:	県庁	知事感謝状贈呈式
24	3	7	全産連:安全衛生委員会	東京都	平成23年度第2回安全衛生委員会
24	3	8	国土交通省近畿地方整備局	大阪市	建設リサイクルシンポジウム
24	3	13	全産連:理事会	東京都	全国産業廃棄物連合会第6回理事会
24	3	16	和産廃	プラザホーブ	暴力団追放大会

24	4	6	和産廃:青年部役員会	協会会議室	平成24年度第1回役員会
24	4	10	全産連:会議	東京都	全国産業廃棄物連合会表彰選考委員会
24	4	12	全産連:会議(~4/13)	横浜市	全国産業廃棄物連合会講師研修会
24	4	27	和歌山県経営者協会	和歌山市	アスベスト暴露防止セミナー
24	5	1	和産廃:青年部役員会	協会会議室	平成24年度第2回役員会
24	5	8	和産廃:常任理事会	協会会議室	平成24年度第1回常任理事会
24	5	8	和産廃:理事会	協会会議室	平成24年度第1回理事会
24	5	18	和産廃:ゴルフコンペ	朝日ゴルフ	第13回親睦ゴルフコンペ(チャリティーコンペ) 車椅子贈呈先:日高川町
24	5	22	全産連:理事会	東京都	全国産業廃棄物連合会第7回理事会
24	5	28	和歌山県:	県庁	知事表彰贈呈式
24	6	7	和産廃:総会	ダイワロイネットホテル和歌山	第25回通常総会
24	6	12	和産廃:海上パトロール	紀北地域沿岸	平成24年度第1回不法投棄防止海上パトロール
24	6	15	全産連:総会	明治記念館	第2回定時総会
24	6	16	近畿ブロック:青年部	京都市	青年部協議会近畿ブロック平成24年度通常総会
24	6	19	和産廃:巡回パトロール	和歌山市	和歌山市内不法投棄防止巡回パトロール
24	6	20	全産連:会議	兵庫県	兵庫県産業廃棄物協会設立20周年記念
24	6	24	和産廃: クリーンアップキャンペーン	和歌山市 田辺市	第15回クリーンアップキャンペーン 和歌山市浜の宮ビーチと田辺市天神崎海岸の清掃奉仕活動
24	6	28	全産連:近畿地域協議会	京都市	全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会
24	7	2	和産廃:会議	協会会議室	安全衛生推進会議
24	7	3	和産廃:総会	大阪市	関西環境保全事業協同組合平成24年度通常総会
24	7	10	全産連:理事会	東京都	全国産業廃棄物連合会第8回理事会
24	7	10	和歌山県:連絡協議会	県庁	平成24年度和歌山県廃棄物不法処理防止連絡協議会
24	7	13	全産連:青年部	東京都	青年部協議会第13回通常総会
24	7	19	和産廃:会議	大阪市	関西環境保全事業協同組合平成24年度臨時理事会
24	7	24	日産振センター:講習会 (~7/25)	プラザホーフ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規:収運課程)
24	8	1	和産廃:総会	大阪市	関西環境保全事業協同組合臨時組合総会
24	8	3	全産連:責任者会議	東京都	平成24年度第1回全国正会員事務局責任者会議
24	8	3	和産廃:青年部役員会	ワコー産業	平成24年度第3回役員会
24	8	10	和産廃:政治連盟	大阪市	法関連事項に関する懇談会
24	8	17	和産廃:常任理事会	協会会議室	平成24年度第2回常任理事会
24	8	17	和産廃:理事会	協会会議室	平成24年度第2回理事会

24	8	24	全産連:安全衛生委員会	東京都	平成24年度安全衛生促進研修会
24	9	4	那智勝浦町:日高川町	那智勝浦町	紀伊半島大水害慰靈祭
24	9	4	那智勝浦町:日高川町	日高川町	台風12号災害復興式典
24	9	6	和産廃:巡回パトロール	高野町周辺	高野町周辺不法投棄防止巡回パトロール
24	9	11	全産連:理事会	東京都	全国産業廃棄物連合会第9回理事会
24	9	14	全産連:近畿地域協議会	大阪市	近畿地域協議会事務局責任者会議
24	9	19	和産廃:巡回パトロール	田辺市周辺	田辺市周辺不法投棄防止巡回パトロール
24	9	19	全産連:会議	堺市	全国産業廃棄物厚生年金基金説明会
24	9	19	全産連:会議	大阪市	東日本大震災における廃棄物処理検討会
24	9	20	日産振センター:講習会	プラザホープ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新:収運課程)
24	9	21	日産振センター:講習会	プラザホープ	特別管理産業廃棄物管理責任者講習会
24	9	28	環境保全公社:講習会	自治会館	平成24年度産業廃棄物処理業者等に関する講習会
24	10	2	和産廃:研修会	プラザホープ	安全衛生活動事業(リスクアセスメント推進研修会)
24	10	5	全産連:研修会	東京都	全国産業廃棄物連合会 第19回正会員事業研修会
24	10	14	全産連:視察会 (~10/16)	岩手県	西日本産業廃棄物協会有志東日本大震災災害廃棄物視察会
24	10	18	全産連:近畿地域協議会	京都市	全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会
24	10	19	和産廃:青年部役員会	協会会議室	平成24年度第4回役員会
24	10	23	和産廃:ゴルフコンペ	朝日ゴルフ	第14回親睦ゴルフコンペ(チャリティーコンペ) 車椅子贈呈先:那智勝浦町
24	10	24	和産廃:安全パトロール	紀北地域	安全衛生活動事業(相互安全衛生パトロール)
24	10	26	全産連:全国大会	東京都	第11回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」
24	10	30	和産廃:海上パトロール	紀北地域沿岸	平成24年度第2回不法投棄防止海上パトロール
24	11	9	和産廃:常任理事会	協会会議室	平成24年度第3回常任理事会
24	11	9	和産廃:理事会	会議室	平成24年度第3回理事会
24	11	13	全産連:理事会	東京都	全国産業廃棄物連合会第10回理事会
24	11	13	和産廃:安全パトロール	紀南地域	安全衛生活動事業(相互安全衛生パトロール)
24	11	15	中災防:会議	東京都	サービス業等7団体との情報交換会
24	11	19	全産連:	和歌山県	災害廃棄物処理実態調査
24	11	20	全産連:	那智勝浦町	災害廃棄物処理実態調査
24	11	22	和産廃:青年部	岡山市	第8回全国大会
24	12	14	和産廃:青年部役員会	協会会議室	平成24年度第5回役員会

9

編集後記

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、協会運営に多大のご協力、ご支援を頂き誠にありがとうございました。

昨年、一昨年と「水」の災害が多発しました。東日本大震災における津波被害、紀伊半島大水害、九州北部水害、大阪府水害と立て続けに発生しました。

地元の和歌山県においても台風12号の襲来により、いまだなお、多くの被災者が不自由な生活を余儀なくされています。壊滅的な打撃を受けた地域も多く、復旧、復興に向けた取組みが行われています。

まけるな!! 和歌山

「春はあけぼの やうやうしろくなりゆく山ぎは 少しあかりて紫たちたる雲の細くなびきたる」

有名な枕草子の序章である。日の出が日毎に早くなり、春に向かうこの季節を表現しています。早春賦、花、さくらさくら、春よ来い、と春の風景を歌った曲は多く、春の足音がきこえてきます。

今年こそ明るい一年になりますよう、そして会員の皆様のご繁栄とご健勝を祈念申し上げるとともに、今後とも協会の業務運営にご協力、ご支援をお願い申し上げます。

わかやまさんぱい VOL.29

平成25年1月

発行人 武田全弘
企画・編集 西本治雄
発行所 社団法人和歌山県産業廃棄物協会
〒640-8150
和歌山市十三番丁30番地
酒直ビル3階
TEL 073-435-5600
FAX 073-424-5553
URL <http://wakayama.sanpai.com>
E-mail wasanpai@sanpai.com
印 刷 和歌山県海南市築地6-24
有限会社 かさい
TEL 073-482-1647